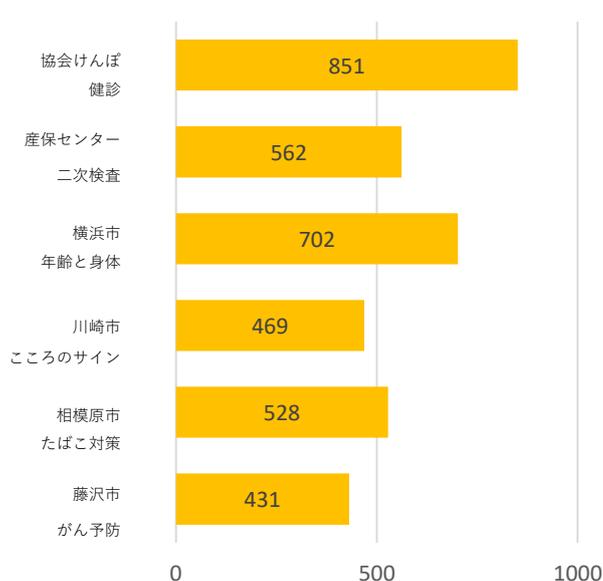
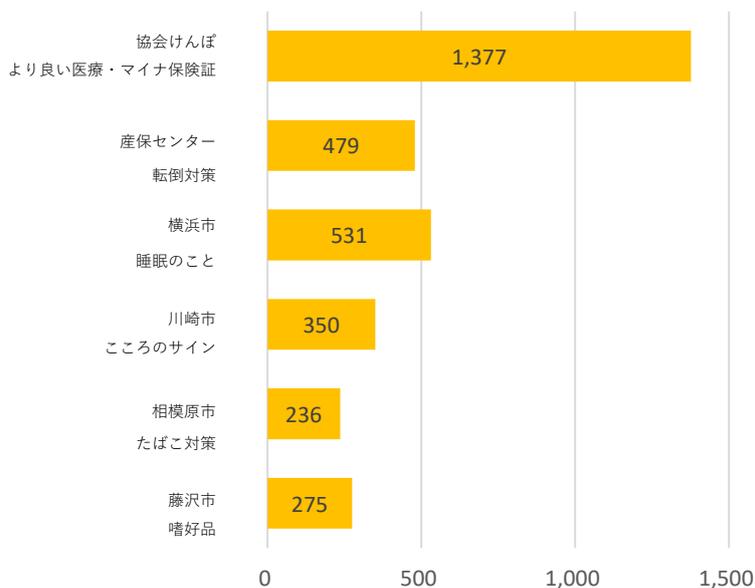


令和6年度第1回健康保険委員研修会について

1. 研修動画の視聴回数

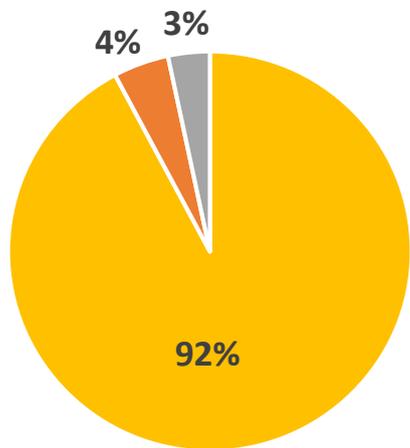
今回（令和6年度第1回）

前回（令和5年度）



2. アンケートの集計結果

Q. 今後もオンライン開催での研修会があった場合、参加したいと思いますか。（回答数629）



92%がオンラインでの研修会への参加希望と回答

- ・仕事の合間に気軽に視聴できる。
- ・視聴期間内であれば繰り返し視聴できる。
- ・健康保険委員以外の社員にも気軽に共有できる。

- 参加したい
- 参加したくない
- 会場開催であれば参加したい

3. 改善要望（一部抜粋）

- ・もう少し視聴期間が長いと他の職員にも展開しやすい。
- ・インプットのみのため、理解できているか不安である。確認テストがあるとよいと思う。
- ・資料を手元に準備できなかった。

4. 質問およびその回答（一部抜粋）※協会けんぽの動画に関する質問に限ります。

Q1.資格取得の手続きの際に資格確認書の申請をしなかったが、資格取得した従業員はマイナ保険証を持っていなかった。

マイナ保険証を持っていない場合、申請をしなくても自動的に資格確認書が発行されるとのことだが、発行されるまでにどのくらい時間がかかるのか。

A1.マイナ保険証をお持ちでない場合には、資格取得から30日～50日後に発行します。

Q2.既存加入者がマイナ保険証を持っていない場合には、資格確認書が発行されるとのことだが、会社から何か申請をする必要があるのか。

A2.手続きは必要ございません。協会けんぽにて、マイナ保険証をお持ちでない方・マイナンバーが未登録の方を確認のうえ、事業所へ資格確認書をお送りします。

Q3.医療機関を受診する度にマイナンバーカードの健康保険証等利用登録をしないといけないのか。

A3.マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了していれば、医療機関を受診する都度登録する必要はありません。

また、転職や退職に伴う再度の登録も必要ございませんが、保険者（全国健康保険協会や健康保険組合等）への資格取得の手続きは必要です。